

こ 成 保 第 606 号
8 初 幼 教 第 5 号
令 和 8 年 10 月 1 日

各 $\left[\begin{array}{c} \text{都 道 府 県 知 事} \\ \text{指 定 都 市 市 長} \\ \text{中 核 市 市 長} \\ \text{児 童 相 談 所 設 置 市 市 長} \end{array} \right]$ 殿

こども家庭庁成育局保育政策課長
(公 印 省 略)
文部科学省初等中等教育局幼児教育課長
(公 印 省 略)

「子ども・子育て支援新制度における指導監査等の実施について」の
一部改正について

子ども・子育て支援新制度における指導監査等については、「子ども・子育て支援新制度における指導監査等の実施について」（平成 27 年 12 月 7 日府子本第 391 号、27 文科初第 28 号、雇児発 1207 第 1 号内閣府子ども・子育て本部参事官・文部科学省初等中等教育局幼児教育課長・厚生労働省子ども家庭局保育課長連名通知。以下「通知」という。）により実施されているところである。

今般、本年 12 月 25 日に学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号）が施行されることに伴い、通知の一部を別紙のとおり改正し、令和 8 年 12 月 25 日から適用することとしたので通知する。

各都道府県におかれては、御了知の上、管内市区町村（指定都市、中核市及び児童相談所設置市を除く。）に周知を図られたい。

【添付資料】

- ・（別紙）新旧対照表

（問合せ先）

こども家庭庁成育局保育政策課

Mail : hoikuseisaku.houreil@cfa.go.jp